

県内他市などの条文比較（危機管理 / 外部監査）

項目	規定の内容
(危機管理)	<p>【上越市】 (危機管理)</p> <p>第 30 条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p> <p>【新潟市、新発田市、柏崎市、妙高市 規定なし】</p>
(外部監査)	<p>【新潟市】 (外部監査)</p> <p>第 24 条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年新潟市条例第 1 号）に定めるところにより外部監査を実施しなければなりません。</p> <p>【上越市】 (外部監査)</p> <p>第 26 条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p> <p>【新発田市、柏崎市、妙高市 規定なし。また監査委員の監査の規定は全市なし】</p>

個別外部監査

燕市では、「燕市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」を定めています（H18.12）。

これまで市民の皆さんは、市の監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できましたが、個別外部監査制度では、専門知識を持った外部の人が監査を実施したほうがより適正な監査結果を得られると思われるときには、次の5つの請求・要求について、市の監査委員による監査に代えて、外部の監査人による監査を求めることができるようになりました。

選挙権を有する人からの事務監査請求 議会からの監査の請求 市長からの監査の要求 市長からの財政援助団体等の監査の要求 住民からの監査の請求（住民監査請求）	この5つの請求・要求項目のうち、住民の皆さんが利用できるものは「選挙権を有する人からの事務監査請求」と「住民監査請求」の2つです。このうち「選挙権を有する人からの事務監査請求」には、有権者の50分の1の署名を集める必要がありますが、「住民監査請求」は、一人でも請求することができます。
---	--

「住民監査請求に係る個別外部監査」について説明します。

市民は、市長や市の職員による公金の支出、財産の管理や契約の締結などの市の財務会計上の行為が違法又は不当であると考えたときに、市の監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できることとされていますが、外部の専門家による監査が必要と思われるときは、監査委員に代えて外部監査人による監査を求めることができます。住民訴訟を提起したい場合は、先に、この住民監査請求を必ず行わなければなりません。

なお、個別外部監査は、監査委員が必要と認めた場合に限り、市長が議会の議決を経て、外部監査人（弁護士、公認会計士や税理士等）と契約を結び、実施されることとなります。